

令和5年度予算編成方針

I 経済情勢等

内閣府が公表した今年4月から6月までの国内総生産の2次速報では、物価変動の影響を除いた実質の経済成長率は年率換算3.5%増と三四半期連続のプラス成長となり、総務省の公表した令和5年度地方財政収支の仮試算においても地方税収入は2.7%の増加を見込んでいる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題といった我が国を取り巻く環境変化や、輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化といった国内における構造的課題など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せており、経済の不確実性が大きく増しているところである。

6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、当面のマクロ運営について、2段階のアプローチで万全の経済財政運営を行うこととしており、当面は、コロナ禍における総合緊急対策を講じることにより、国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、景気の下振れリスクに対応することで、コロナ禍からの景気回復を確かなものとしていくこととしている。その上で、新しい資本主義に向けたグランドデザインと実行計画を前に進めるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移すこととしており、官民連携による計画的な重点投資を推進することで、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築していくこととしている。

こうしたことを踏まえ、国の令和5年度予算概算要求では、新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策については、「重要政策推進枠」を措置したところであり、一方で、歳出全般にわたり、施策の優先順位の洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

II 本市の財政状況

令和3年度決算における本市の財政状況については、歳入面では、市税収入は増収となったほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための国からの交付金等により、過去2番目の決算額となったところである。

また、歳出面では、子育て世帯への臨時特別給付金給付費等の新型コロナウイルス

ス感染症対策事業を実施したことにより、歳入同様、過去2番目の決算額となった。

こうした新型コロナウイルス感染症対策や、原油価格・物価高騰などの影響に加え、公債費や社会保障関係経費である扶助費が遡増する等、歳出総額に占める義務的経費の割合は4割を超えることが常態化していることや、現在策定中の「財政運営計画」においては、令和5年度から令和7年度までの3年間で約24億円の財源不足が見込まれている。

また、本市においても、近い将来、人口減少と少子高齢化により、歳入の減少が懸念される一方、高度経済成長期等に集中的に整備された社会資本の老朽化による維持管理・更新費用の増大により、歳出の増加が見込まれていることから、健全で持続可能な財政状況を保持するため、財源の確保や行政サービスの効率性の向上に向けた取組が求められているところである。

Ⅲ 予算編成方針

令和5年度の予算編成に当たっては、以下に定める方針によるものとする。

令和5年度は、「第6次草津市総合計画」において定められた第1期基本計画の3年目にあたり、計画の目標達成に向けての着実な前進が求められる。

第6次草津市総合計画の将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐふるさと 健幸創造都市 草津」の実現に向け、SDGsの視点を踏まえ、これまでのまちづくりの歩みをとめることなく、未来を一步ずつ切り拓いていかなければならない。

さらに、「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」および令和4年10月に策定予定の「第2期財政規律ガイドライン(財政運営指針)」に基づき、各種財政指標の動向に留意するとともに、急速に変化する社会の状況や市民ニーズを的確に把握し、質・量ともに最適な行政サービスを実現するためには、部局内マネジメントを通じて、事業の重点化を図り、最少の経費で最大の効果を生み出せる予算編成に努めなければならない。

こうした点を踏まえ、厳しい財政状況にあっても、全職員が一丸となり英知を結集し、地域の課題を見抜き市民のニーズに対応した施策を適切かつ効果的に展開することとし、下記の事項に留意して予算編成を行うものとする。

記

1 「第6次草津市総合計画」を念頭に置いた予算見積り

「第6次草津市総合計画」に掲げる以下の5つの“まちづくりの基本目標”を念頭に置き、各分野において効果的に目標が達成されるように予算見積りを行うとともに、施策評価を反映した見積り内容とすること。

- (1)「こころ」育むまち
- (2)「笑顔」輝くまち
- (3)「暮らし」支えるまち
- (4)「魅力」あふれるまち
- (5)「未来」への責任

また、第6次草津市総合計画において、SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた取組を進めているところであり、令和5年度予算においても、市民、事業者、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図りながら、持続可能なまちづくりの実現を目指す取組をさらに進めていくような予算見積りとする。

2 リーディング・プロジェクトへの戦略的な財源配分

歳出全般における徹底した洗い直しや、制度・施策の抜本的な見直し、厳格な優先順位付けにより、限られた財源を戦略的に配分し、編成を行う。

第6次草津市総合計画第1期基本計画では、将来ビジョンの実現に向け、まちづくりを先導・けん引する4つのリーディング・プロジェクトを重点方針として位置付け、推進するものとする。

◆第6次草津市総合計画第1期基本計画のリーディング・プロジェクト

- (1) 未来を担う子ども育成プロジェクト
- (2) 地域の支え合い推進プロジェクト
- (3) にぎわい・再生プロジェクト
- (4) 暮らしの安全・安心向上プロジェクト

3 「健幸都市」づくりの推進

第6次草津市総合計画の基本構想において、将来に描くまちの姿として、いつまでも活気にあふれ、住む人、訪れる人、誰もが“健幸”になれるまちである“健幸創造都市”を掲げていることを踏まえ、各部局においては、主体性を持ち、市民等が「健幸づくり」に取り組むことのきっかけづくりや、ハード・ソフト両面で必要な環境づくりを推進することで、健幸都市の実現につながる予算見積りとする。

4 「ゼロカーボンシティくさつ」実現に向けての取組

国の2050年カーボンニュートラル宣言に基づき、ゼロカーボンシティの推進が求められており、本市においても、令和3年12月に気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言を行ったことから、「ゼロカーボンシティくさつ」の実現に向けて具体的な脱炭素施策の展開を図り、市役所が一排出事業者としてCO₂排出削減に率先的に取り組むとともに、市民や事業者が、日常生活や事業活動において、低炭素・脱炭素スタイルへ転換することができるよう、従来の環境施策の枠組みを超え、より積極的かつ実効性のある脱炭素施策を見据えた予算見積りとする。

5 まち・ひと・しごと創生への取組

近い将来訪れる人口減少局面に適切に対処しつつ、これからも本市が魅力的で持続可能な基礎自治体として発展し続けていくため、「第2期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき部局間の緊密な連携を図りながら、まち・ひと・しごと創生の視点から、総合的かつ戦略的な事業展開を図ること。

6 新型コロナウイルス感染症および原油価格・物価高騰の影響を踏まえた予算見積り

今後も感染症の影響拡大や物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況が続くと見込まれることから、今後の社会情勢や国・県の動向等に注視した予算見積りを行うこと。

一方で、既存事業については、これまで以上に選択と集中が求められることから、施策の優先順位の洗い直しや、無駄を徹底して排除するなど、物理的な事業量および事業費の削減を含めた予算見積りを行うこと。

7 働き方改革の推進

本市では、今後の人口減少、超高齢社会の局面を見据え、経営資源が制約される中においても持続可能なサービスを提供するため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とイノベーション(業務見直し等を含む生産性の向上)の推進を柱とする働き方改革に取り組んでいるところである。

令和5年度は、第2期働き方改革ロードマップの2年目にあたり、働きがいや働きやすさを高めるための職員の意識改革を促すとともに、デジタル技術の活用等により業務の効率化や事業の見直しを一層推し進めることで、職員の負担軽減に繋げ、そこで捻出した人的・財政的リソースを重点政策分野へ集中し、質・量ともに最適な行政サービスを提供できるよう取組を進めること。

なお、予算の見積りに当たっては、現員体制で執行可能な予算見積りとすること。

8 分権型予算制度の推進

「第6次草津市総合計画」の基本目標の1つに“「未来」への責任”を掲げ、将来世代に負担を先送りすることなく、健全で持続可能な市政運営を行うこととしており、市有財産の有効活用や、各種公共料金等の収納率の向上等による歳入の適正化等と併せて、自治体規模に見合った財政規模・歳出構造への転換を基本とする、より効率的かつ効果的な予算編成が求められている。

したがって、厳しい財政状況への対応と、各部局における自主的な特定財源の確保や事務事業の見直し等を促進するため、部局毎に予算の配分枠を設定するので、各部局においては、積極的に新たな財源確保に努めるとともに、職員のコスト意識の醸成を図り、徹底した歳出節減や「スクラップ・アンド・ビルド」を行うこと。

こうした点を踏まえ、各部局長においては、これまで以上に予算編成に対する自らの権限と責任を意識し、地域経営の視点に立って、部局内予算について規律ある財政マネジメントを行い、経営感覚を持って事業の選別を厳しく行うこと。

9 健全財政の維持

昨今の地方分権や地方創生の流れを通じて、持続可能な自治体経営が求められており、各自治体は、厳しい財政状況の中にあっても、地域の課題を見抜き、時期を逸することなく、都市としての質や魅力を高めるための投資を行うことが求められている。

こうした中、「財政運営計画」の計上事業をはじめとする大規模事業の実施に当たっては、将来の財政運営に与える影響を正確に把握するとともに、事業費の平準化や最適な財源調達を検討するなどの財政的な見地がより重要となる。

そのため、今後も本市が健全で持続可能な財政運営を維持していくためにも、「第2期財政規律ガイドライン」に示す各種財政指標の目標数値を達成するための取組内容を反映した予算見積りとするとともに、事業費の精査を行い、真に必要な事業を厳選すること。

さらに、公営企業会計や自治体が出資する外郭団体・第三セクター等（以下「外郭団体等」という。）を連結した貸借対照表や行政コスト計算書などの財務諸表を公表していることから、一般会計のみならず本市全体を見渡した中で財政の健全化を推進し、外郭団体等に対しても、事業の積極的な見直しによる効率化を求めるとともに、本市の支出について可能な限りの抑制を図ること。

10 新規歳入確保の推進

現下の厳しい財政状況において、市民生活に直結する各種施策を継続的に実施するためには、財源の確保が必須であるため、国・県・他都市の動向などの把握に努めること。

また、依存財源の確保のみならず、本市が、「自立」し「自律」した自治体経営を目指すためには、可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが重要であり、クラウドファンディングや広告媒体等への広告導入、公有財産（不動産や動産）の売却・貸付に加えて、本市では事例のない手法についても、柔軟な発想をもって新たな財源確保に努めること。

11 行政経営改革の推進

「草津市行政経営改革プラン(計画期間:令和3年度から令和6年度)」においては、これまで以上に経営的な視点を意識し、限られた経営資源(人・物・資金・情報・時間)を活用しながら、効果的かつ、効率的に市民目線に立った行政サービスの提供に取り組むこととしていることから、漫然と既存事業を継続するのではなく、市全体を俯瞰し、時代の変化を捉え、長期的な視点で財政負担の抑制と職員の負担軽減を意識しながら、アウトソーシングの導入等、PPP(公民連携)の推進や、事業の廃止を含めた見直しを行うこと。

また、DX(デジタルトランスフォーメーション)推進の観点から、自治体情報システムの標準化・共通化、AI・RPA等の先端技術を活用した業務プロセスの再構築および行政手続のオンライン化の拡大等、デジタル技術を活用することにより、市民サービスの向上と行政サービスの効率化を積極的に推進すること。

12 予算編成過程の透明化

①予算見積、②総務部内示、③部長間調整、④市長査定の各段階において、予算編成過程の情報開示を行い、見積・審査の金額を公表する。また、各部局で定める部局別予算見積方針についても公表することから、これらの公表を念頭に置いた予算見積を行い、市民への説明責任を果たすこと。

13 現場主義の徹底

地域社会の様々な課題解決のためには、各種施策がそれらの課題に的確に対応している必要があることから、現場の声を十分に聞き、現状を正確に把握した上で、予算を見積ること。

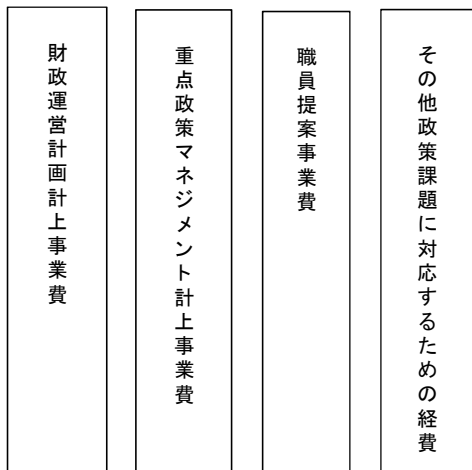
14 議会審議事項への対応

定例会等において審議された事項等については検討の上、予算化を要する場合は適切に見積ること。

令和5年度予算編成の考え方

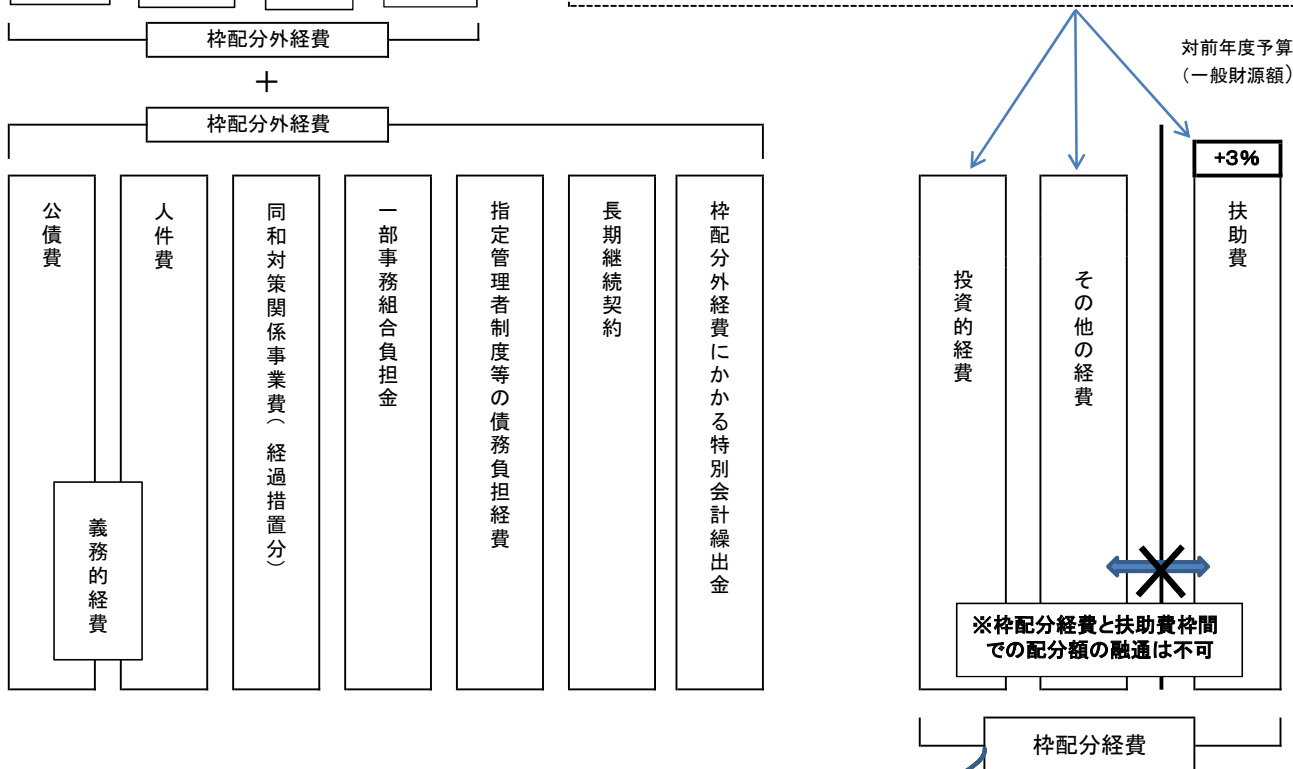
ポイント(1) 政策課題対応型の予算編成

- 喫緊の政策課題に対応し、次年度以降の方向性が示された財政運営計画計上事業等については、「枠配分外経費」として位置付け、事業の着実な推進を図る。
- 重点施策等への戦略的な財源配分を一層進めるため、本予算編成方針において示す重点施策分野や、第6次草津市総合計画第1期基本計画のリーディング・プロジェクトに係る新規・拡大事業については、「重点政策マネジメント事業」として位置づけ、積極的な事業展開を図りながらも、現下の厳しい財政状況に鑑み、「枠配分外経費」の対象を厳しく選別することで、財政規律の確保を図る。



ポイント(2) 分権型予算制度による規律ある財政マネジメントの実現

- 各部局の財政マネジメントを促進し、効果的・効率的な予算編成を実現するため、各部局の組織目標と連動した部局別予算見積方針を作成し、部局長による強いリーダーシップの下、経営感覚を持って、事業の選別を厳しく行う。
- 従来の枠配分方式を基本に、分権型予算制度を徹底し、各部局の自主性や主体性を尊重した予算編成を行う。
- 事業や既定経費の見直し、新たな特定財源の活用等によって捻出した一般財源は、各部局の裁量により、新たな行政需要に配分できるものとする。
- 要件を満たさない枠配分外経費による予算要求は認めない。
- 光熱水費・燃料費については、昨今の原油価格・物価高騰の動向を鑑み、枠配分外経費として取り扱う。



・重点政策マネジメント外の新規・拡大事業
・重点政策マネジメント計上済事業の拡大

新規歳入確保、既存事業の廃止・見直しにより捻出

